

閱覽用

平成28年 第6回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年6月2日

神崎市農業委員会

平成28年第6回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月2日(木) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
3. 出欠者の状況
出席委員12名
欠席委員1名
傍聴者1名

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	委員	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	欠

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

4番 香月 涼子 委員 5番 馬渡 次秋 委員

日程第 2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第 3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第4号	あっせん委員の指名について	7件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転)について	2件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	17件
議案第7号	農振除外申請に伴う事前審査について	4件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	桑原健太郎

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、農繁期に入り大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。 それでは、平成28年第6回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長（会長あいさつ）

それでは、失礼します。先月の26日、27日に全国農業委員会会長大会が東京の方でありました。約1,300名ほど全国から集まり、佐賀からも17名出席したわけでございます。

決議につきましては、人・農地プランなり、新たな農業委員組織の活動強化について、こういうものが主なものでございました。

そして、来賓には、農林水産大臣を始め、約80名ほどの国会議員の方が出席して頂いたわけでございますけれども、特に、存在感と言いますかオーラがあったのは、野田聖子議員でございます。

さすが総理大臣候補の一人だな、というふうな感じを受けました。

そして、大会が終わると、政府の要人や地元の国会議員さんにそれぞれ陳情をしたところであり、佐賀も2班に別れて陳情をした訳ではありますが、私の方は、大串議員、岩田議員、古川議員、原口議員ということで陳情しました。

議題になったのは、TPP問題ですけれども、今、日本もアメリカも国会の方で審議されております。そして、日本もですけれども、アメリカの方では特に、国民からの色んな議論が大きくなっているということで、この国会審議がスムーズにいくか、非常に難しくなっている状況だということだそうです。

国会議員のある方は、きっぱりとTPPについては、これは恐らく通らないというようなことを言われたわけでありまして。

それから、私が日頃感じていることで、特に議員さんをお願いしたのは補助事業の件でございます。

政府の進めで、営農組合をつくり、また、法人に移行し、そして、農地中間機構に田んぼを預けて農地集積をやってきた訳でございますけれども、そういうことが進んでいる所ほど補助事業は受けられない。いわゆる採点方式ですか、ある程度、完成したところは伸びしろがないから点数の付けようがないわけです。まだ、これからという所は、これからどんどん法人にしたり、農地中間機構に預けたりすると、点数が上がるような仕組みになっているそうでございます。

そういう所は、補助事業は受けられますけど、既に完成に近い所は、補助は受けられないということで、本当に困っているところでございます。

言うことを聞いた者ほど、補助事業は受けられなくなる状態ですので、是非、補助事業が受けられるようにしてくださいということを国会議員をお願いしてきたところであります。

まあ、そういうことで行って参りました。

それでは、只今から、平成28年第6回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

宜しくお願いします。

事務局長

本日の出席委員は12名でございます。

〇〇番「〇〇」委員より欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「〇〇」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は 〇〇番「〇〇」委員と〇〇番「〇〇」委員の2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第4号	あっせん委員の指名について	7件

議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転)について	2件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	17件
議案第7号	農振除外申請に伴う事前審査について	4件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	1件

以上、7議案37件、報告第1号の1件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名してから、議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条 受付番号1番、申請者入室)

議長

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番 申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇の他〇筆 田〇筆の
358.87㎡です。

転用の目的は事務所の建築です。

申請の理由及び譲り渡し人、譲り受け人については、記載のとおりです。

施設の用途は事務所、駐車場など合計358.87㎡です。

総事業費は建設費などの〇〇千円で、既に土地代は支払っており、資金調達は全

額自己資金です。

転用着工は平成28年7月1日、工事完了は平成28年12月末日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。

農地区分は、宅地化の状況が住宅の用、若しくは公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」が該当します。

位置図、計画図などを8ページと9ページに添付しています。

資金関係の資料は総事業費5,000千円以下なので不要となりますが、この他に申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と建設見積書、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財の届出書、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、

地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の「〇〇」です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、〇〇地区担当の「〇〇」推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮して計画されたと思われますので、特に支障は無いと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。
申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。
よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(農地法第4条 受付番号1番 申請者入室)

議 長

それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請について説明します。

受付番号1番 申請地の所在は神埼町〇〇 字〇〇 〇〇の他〇筆 田、畑〇筆ずつの合計264㎡です。転用の目的は宅地進入路など既に建設済みの追認申請です。

申請の理由及び申請人は記載のとおりで、農地法の手続きを知らなかったことと、今後このようなことがないように十分に注意するという内容の顛末書が提出されています。

施設の用途は、宅地進入路などの合計264㎡ 総事業費と工事期間については、既に建設済みです。

農振除外の決定は、こちらも追認申請により承認を得られた平成28年3月15日。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図など資料を10ページと11ページに添付しています。

申請地は自宅に隣接した自己所有の農地で、事業の目的を達成するには最適な土地を選定されていると思われます。

この他に申請に必要な書類として土地利用現況図、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財の事後届出などが提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員のご意見を伺います。

〇〇番 〇〇 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の「〇〇」です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、城原地区担当の「〇〇」推進委員とともに現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は追認申請でしたが、申請者本人の所有農地内ということもあり、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことは無いと思われまし、申請者も今後は農地法を守り注意するとの顛末書も提出されています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

では、これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在は神埼町〇〇 字〇〇 畑〇〇筆で、面積は223㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は10a 当たり〇〇千円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われま

す。第5号については、権利取得後の経営面積が 50a 以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われま

す。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は原案のとおり許可することに決定をいたします。

議 長

次に、受付番号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地所在は脊振町〇〇字〇〇 田〇筆 畑〇筆 で合計面積は1,548㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は10a 当たり〇〇千円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等に貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われれます。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 申請地所在は千代田町〇〇 字〇〇の田〇筆で、合計面積は3,669㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は10a 当たり〇〇千円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等に休耕地はなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われる。

法人への貸付地がございますが、申請者自身が構成員である法人への貸付であるため、許可要件として問題ありません。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a 以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、〇〇番 〇〇委員

〇〇番 〇〇委員

〇〇番 〇〇です。

個人の構成員であるということで、80で高齢かなと思いますが、ここの後継者というか、そ

こら辺までは、わかりますか。

議 長

はい、事務局

事務局

後継者の方については、息子様が農作業を手伝いされているとのことなんですけれども、息子様自身はお勤めであります。

議 長

よろしいですか。

〇〇番 〇〇委員

はい、わかりました。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の4ページをお開きください。

受付番号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 申請地所在は千代田町〇〇 字〇〇 田〇筆、合計面積は1,579㎡
です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は10a 当たり〇〇千円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a 以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、〇〇番 〇〇委員どうぞ

〇〇番 〇〇委員

〇〇番の 〇〇です。

この、反当りの単価が〇〇千円と、えらい高っかもんじゃ、普通は〇〇千円ぐらいで千代田でもありよっばってん、〇〇千円ということは、工業団地の代替地だと思いますけど、もしよかったら工業団地の10a 当りの価格ば、教えてもらえば助かります。

議 長

事務局、わかる？

事務局

只今の質問であります、〇〇工業団地の買収価格でございますが、手持ち資料がございませんけど、公共用地の取得ですので〇〇千円以上であると認識しておりますが、価格については、後もって皆様にお知らせしたいと思っております。

議 長

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号5番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番 申請地所在は神埼町〇〇 字〇〇 田〇筆、面積は99㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は10a 当たり〇〇千円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a 以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われま。

以上です。

議 長

はい、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は原案のとおり許可することに決定をいたします。

(あっせん委員の指名)

議 長

次に、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 あっせん委員の指名について説明します。

これは、農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名をおこなうものです。すでに申出書が提出され、前任の農業委員においてあっせん委員が指名されておりましたが、平成28年4月に新しく農業委員が就任したことに伴い、改めてあっせん委員の指名をおこないます。

受付番号1番 売渡希望所在地 千代田町〇〇 田〇〇筆 合計面積8,825㎡ 申出理由は「病気療養のため、農業を廃止したい」ということです。

申出者、売り出し希望価格は記載のとおりです。位置図は、12ページから14ページにつけております。

以上です。

議 長

今、説明が終わりましたが、実はあっせん委員につきましては、今までは2名を指名しておいた訳ですが、今回、農業委員が大幅に37名から13名ということで少なくなっておりますし、また、地区がですね、神埼でも1人しか委員がおりません。

そういうことで従来通り2人指名となると、全々知らない所を担当せないかんということになりますので、2名から今回より1名にしたいというふう思っておりますが、いかがでしょうか。

できれば1名ということで、願いをしたいと思います。

事務局

はい、議長

議 長

どうぞ。

事務局

あっせん委員の指名については、2名を指名していたということで、農業会議に問い合わせたところ、関係法令等に2名から1名に変更することに、規定等はないということで、事務局でも協議いたしました結果、1名を推薦して、最適化推進委員会の方にその旨の文書を差し上げたいと考えております。

文書の内容につきましては、何番の何々委員さんがあっせん委員に指名されましたので、この土地については、あっせん等の要請があった場合は、委員さんと協議しながら、あっせんの促進に努めて頂きたい旨の文章を差し上げたいと考えております。

以上です。

議 長

よろしいでしょうか。何かありませんか。

議 長

それでは、あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇」委員を指名したいと思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、

「〇〇」委員、宜しくお願いいたします。

議 長

次に、受付番号2番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 売渡希望所在地 千代田町〇〇 田〇〇筆 面積3,250㎡ 申出理由は「農業を廃止したいため」ということです。

申出者、売り出し希望価格は記載のとおりです。位置図は15ページにつけております。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員を指名したいと思います。

受付番号2番の土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇」委員を指名したいと思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、
〇〇番の「〇〇」委員、宜しくお願いいたします。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。
事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 売渡希望所在地 神埼町〇〇 田〇〇筆 面積7,062㎡ 申出理由は
「遠隔地を処分し、近傍地を購入する買い替えをしたいため」ということです。

申出者、売り出し希望価格は記載のとおりです。位置図は16ページにつけております。
以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。
あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員を指名したいと思います。
土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、〇〇番の「〇〇」委員を指名したいと
思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、
〇〇番の「〇〇」委員、宜しくお願いいたします。

議 長

次に、受付番号4番を議題といたします。
事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 売渡希望所在地 千代田町〇〇 田〇〇筆 面積3,951㎡ 申出理由は「農業を廃止したいため」ということです。

申出者、売り出し希望価格は記載のとおりです。位置図は17ページにつけております。
以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員を指名したいと思います。
土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、
〇〇番の 〇〇委員を指名したいと思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、
〇〇番の「〇〇」委員、宜しくお願いいたします。

議 長

議案書の6ページをお開きください。
次に、受付番号5番を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第4号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番 売渡希望所在地 神埼町〇〇 田〇〇筆 面積1,927㎡ 申出理由は「財産処分のため」ということです。申出者、売り出し希望価格は記載のとおりです。

位置図は、18ページにつけております。

以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員を指名したいと思います。

土地の所在は、神埼町尾崎でございますので、〇〇番の「〇〇」委員を指名したいと思います。

議 長

異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので〇〇番の「〇〇」委員、宜しくお願いいたします。

議 長

次に、受付番号6番を議題といたします。事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号、受付番号6番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号6番 売渡希望所在地 千代田町〇〇 田〇〇筆 合計面積8,612㎡ 申出理由は「財産処分のため」ということです。申出者、売り出し希望価格は記載のとおりです。位置図は、19ページから20ページにつけております。

以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員を指名したいと思います。
土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、
〇〇の「〇〇」委員を指名したいと思います。

議 長

異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので
〇〇の「〇〇」委員、宜しく願いいたします。

議 長

次に、受付番号7番を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局

【議案第4号、受付番号7番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号7番 売渡希望所在地 神埼町〇〇の田〇〇筆 合計面積5,374㎡
申出理由は「機械利用組合が共同となり、遠隔地のため、他に迷惑をかけている。高齢になり、経営規模を縮小したい」ということです。申出者、売り出し希望価格は記載のとおりです。
位置図は、21ページから23ページにつけております。
以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員を指名したいと思います。
土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、

〇〇番の「〇〇」委員を指名したいと思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので

〇〇番の「〇〇」委員、宜しく願いいたします。

(農業経営基盤強化促進法第18条第1項関係)

議 長

次に、議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題といたします。

農業公社からの売渡しによる所有権移転でございます。

それでは、受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について説明します。

受付番号1番です。平成28年5月に農業公社へ売り渡した農地を、認定農業者へ所有権を移転するものです。所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。

以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番を審議いたします。

〇〇番「〇〇」委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(〇〇番 〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号2番を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番です。平成28年5月に農業公社へ売り渡した農地を、認定農業者へ所有権を移転するものです。所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。

以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、〇〇番「〇〇」委員の入室を許可します。

(〇〇番 〇〇委員入室)

議 長

それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画(所有権移転)についての審議を終わります。

事務局

議長よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

事務局

先ほど〇〇委員の方から質問がございました、〇〇工業団地の田の買収価格の件でございますけど、担当部局に問い合わせ致しましたところ、この工業団地の事業については、現在、開発行為の協議がまだ審議中であるということで、売買についてもまだ契約が終わっていないことから、今のところ公表することはできないということでございます。

ただし、先ほど申しましたとおり、田での取引でなく、宅地としての取引になろうかと思っておりますので、それなりの価格は提示されると思っております。

以上でございます。

(農政水産課入室)

議長

別冊の議案第6号をご覧いただきたいと思います。

それでは、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課 (これより農政水産課より説明)

【議案第6号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します、よろしくお願いたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

用地利用集積計画 利用権設定関係についてご説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係		
神埼町	新規 2件	再設定 7件	計 9件	
内訳は	田 28筆	29,962㎡		
千代田町	新規 4件	再設定 3件	計 7件	
内訳は	田 11筆	27,511㎡		
脊振町	新規 0件	再設定 1件	計 1件	
内訳は	田 2筆	1,843㎡		
神崎市合計	17件			
内訳は	田 41筆	57,473㎡		となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について審議いたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の2ページの神埼町、新規1番から2番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田8筆4,132㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号7番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から7番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田20筆25, 830㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号7番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号4番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町 新規 1番から4番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆15, 313㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町、再設定1番から3番までの申し出について説明します。

田6筆12, 198㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議 長

次に、6ページの農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番について審議いたします。

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

【議案第6号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの 脊振町、再設定1番の申し出について説明します。

田2筆1, 843㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画、脊振町、再設定分の受付番号1番について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局

はい、会長いいですか。

議 長

どうぞ。

事務局

農政水産課の方に確認をとらせていただいて良いですか。

皆さん、議案第6号の総括表を見ていただきたいと思います。総括表の利用権を設定する者の記載が違うんじゃないかと思いますが、農政水産課いかがですか。皆さんもお気付きだったと思うんですが、総括表についている脊振町の利用権の設定を受ける者が〇〇さんとだけで「他」はいらなないと思います。それと、利用権を設定する者は千代田町の再設定の表記と同じですので、そのままここにコピーされているのではないかと思います。

総括表の記載が誤りでないかと思いました。

以上です。

農政水産課

総括表の方が誤っておりまして、正しくは6ページの方の情報が正しい情報になります。申し訳ございませんでした。

議 長

それでは、総括表の修正をしてください。

農政水産課

総括表の修正は、脊振町再設定1件の〇〇さんの「他」を外していただき、〇〇さん他となっているところを〇〇さんに変えていただいでよろしいでしょうか。

それと、最初の総括表説明の際、私は、内訳の合計の面積を57,473㎡とお伝えしましたけれども、59,316㎡が正しい数字になります。

この度、訂正が相次ぎ申し訳ありませんでした。

議 長

よろしいでしょうか。それでは、次に進めさせていただきます。

(農振除外申請関係)

議 長

次に、別冊の議案第7号、農振除外申請に伴う事前審査についてを議題といたします。

議 長

それでは、議案第7号、農振除外申請に伴う事前審査、1ページの受付番号1番から受付番号4番までを一括して審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書を基に朗読後、説明】

農政水産課の平と申します。

議案第7号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定

により、神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

着席して説明させていただきます。

1 ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

神埼町4件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。なお、申請人、申請地番、資料ページ数については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は神埼町〇〇地区の農家住宅として、畑〇〇筆で面積1, 178㎡となっております。

2番は神埼町〇〇地区の太陽光発電施設として、畑〇〇筆の一部で面積559㎡となっております。

3番は神埼町〇〇地区の宅地分譲として、田〇〇筆で4, 813㎡となっております。

4番目は神埼町〇〇地区の太陽光発電施設として、畑〇〇筆で面積591㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑がないようでありますので、議案第7号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

よろしいでしょうか。

特に異議がないようでございますので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議長

以上で議案第7号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

事務局

会長よろしいでしょうか。

議長

事務局なんでしょうか。

事務局

お疲れ様です。

先ほどの議案第7号の農振除外地区については、この後、地区除外の承認が農業委員会の意見等を付けて、県の許可を受けられるのですが、まだそうとう先の話になります。

農政水産課係長の話では、今回承認した分が転用申請されるのは年度替わりぐらいの話になるということです。

特に、〇〇地区の住宅分譲については、大きい面積の事業なので、その際には前もって申請事業者との話は、農業委員会事務局側でも密に進めていこうと思っております。

他の案件は、課税は何十年も宅地課税させられていたのですが、地目が畑であったということなので地区除外した後は、速やかに非農地証明、つまり宅地として長年使ったという証明を出すつもりでおります。そういった要件が案外地区除外のところではでてくる場合がありますので、皆様に諮る際には、殆んどが承認もできるよ、との案件が出てくるとの認識はお持ちになってください。

そして、訂正があったみたいで、ご指摘ありがとうございます。

第7号議案の1ページ目、番号の2番の神埼町〇〇地区の太陽光発電施設のページ番号が4ページから12ページとなっていたんですが、正しくは9ページから12ページです。農政水産課は戻られましたが、ここで訂正をお願いします。ご指摘ありがとうございます。以上です。

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

1ページの受付番号1番について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号、受付番号1番の報告書を基に朗読後、説明】

告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページに記載しております、受付番号1番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。

以上です。

議 長

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。
これもちまして、平成28年第6回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

午前10時37分 閉 会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年 6月 2日

神崎市農業委員会

会 長 _____

4 番 委 員 _____

5 番 委 員 _____